

令和7年度簡易保育園保育料補助金申請の手引き

事業の概要

市川市では、認可外保育施設のうち一定の基準を満たす施設(以下「簡易保育園」という)に入園しているお子さんの保護者へ補助金を交付しています。

対象施設

児童福祉法第59条の2による設置届を提出しており、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設のうち、 開園時間が1日8時間以上であり、有資格者の保育従事者を1名以上配置している施設が対象になります。ただし、 居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)、事業主等がその雇用者のために設置した保育施設、企業主導型保育事業 制度に基づいて設置した保育施設は、対象になりません。

補助金対象者

★補助金の交付を受けるには、下記の要件を全て満たしていることが必要となります。

- 1. 簡易保育園利用時に市川市に住民登録されていること。
- 2. 保護者のいずれもが、就労等により月64時間以上お子さんを保育できない状況にあること。
- 3. 月極の保育料を園に納め、簡易保育園にお子さんを預けていること(一時預かりは対象外です)。
- 4. 認可保育園等の保育料に未納が無いこと

補助の要件について

- ★保護者のいずれもが、下記の要件が必要となります。
- ★要件が変更となった場合は、変更後の要件書類の提出が必要です。

	要件	提出書類等
就労	月 64 時間(実働時間)以上労働することを常態としていること。	●就労証明書(働いている方一人につき一部) ※シフト勤務や、1 日当たりの就労時間が不規則な方は、シフト表の提出が必要となります。 ※個人事業主(自営)の場合は、就労証明書と併せて下記の書類が必要となります。 ・開業1年未満の方 = 開業届の写し ・開業1年以上の方 = 直近の確定申告書の写し ★就労実態が確認できない場合、要件を満たさないと判断することがあります。 ※雇用契約期間がある場合、更新の都度、就労証明書の提出が必要となります。 ※簡易保育園に通園する本人の育児休業を取得中に入園された場合、入園された翌月 10 日までに復職された方は、入園月から対象となります。その場合、復職後に証明された就労証明書の提出が併せて必要となります。
出産	出産予定月をはさんで、前後2ヶ月 ずつの合計5ヶ月間が対象。 例:6月出産予定の場合 4月←5月←6月→7月→8月 ←	●母子手帳の写し(表紙及び分娩予定日が記載されたページ) ※出産後に申請される場合であっても、出産予定月によって補助 金交付期間を決定するため、分娩予定日が記載されたページが 必要です。
疾病 障害		●診断書(市指定用紙)または障害者手帳のコピー
介護 看護		●介護・看護・付添状況申告書(市指定用紙) ●被介護者の診断書(市指定用紙)や障害者手帳のコピー等
災害 復旧		●罹災証明書等

求職活動	求職開始日から60日が経過した日 が含まれる月の末日まで対象。そ の後は、就労を開始した上で就労 証明書の提出が必要です。	●求職活動申告書(市指定用紙)
就学	学校・職業訓練施設等に通学又は 通所している場合、月の就学時間 が 64 時間以上であること。	●在学証明書および時間割(カリキュラム)
虐待や DV の おそれ		●関係機関からの証明書
育児	上のお子様を簡易保育園に預け、 下のお子さんの育児休業を取得されている場合。 ※最大で下のお子様の育児休業期間終了日が属する月の末日までが交付対象期間。	●就労証明書 育児休業取得後、育児休業期間が記載された就労証明書を提出してください。 ※育児休業を延長された場合は、延長後の育児休業期間が記載された就労証明書が必要になります。 ※最大で下のお子様の育児休業期間終了日が属する月の末日までが対象であり、その後は復職していただく必要があります。

補助金額について

★月の補助金額が保育料の月額を超えるときは、当該保育料の月額までとなります。

	クラス年齢	市民税所得割額	補助金額	
	3歳未満児 (市民税課税世帯)	~48,600円未満	月/28,000円	
		48,600円~97,000円未満	月/24, 000円	
補助金額		97,000円以上	月/21, 000円	
	3歳未満児	子育てのための施設等利用給付の対象になります。		
	(市民税非課税世帯)	別途、申請手続きが必要です。		
	3歳以上児	※第2子以降の補助金加算は対象です。		
		詳しくは「第2子以降の補助金加算について」をご覧ください。		

※4月~8月分は前年度の市民税所得割額、9月~3月分は当該年度の市民税所得割額で補助金額を決定します 父母の収入が一定額以下の場合は、同居している祖父母等の市民税所得割額で補助金額を決定します。

第2子以降の補助金加算について

○下記の要件をすべて満たしている場合、通常の補助金に加え 25,000 円を限度に補助金を加算します。 子育てのための施設等利用給付の対象である 3 歳以上児(全世帯)、3 歳未満児(非課税世帯)も第 2 子加算補助の 対象となります。対象者は、子育てのための施設等利用給付の認定に加えて、簡易保育園保育料補助金の申請が 必要です。なお、申請は年度ごとに必要となります。

- ① 市川市に居住している
- ② 対象施設の0~5歳クラスに在籍している
- ③ 簡易保育園保育料補助金の支給要件を満たしている(保育の必要性がある)
- ④ 世帯の第2子以降である
- ⑤ きょうだい含めて保育料の滞納がない
- ※所得は問いません ※市外の簡易保育園に通う児童も対象です
- ○通常の補助金額に加算して補助することにより、簡易保育園に支払っている保育料を超えないように、加算額を調整します。(加算額は 25,000 円が限度)
 - 例1) 1歳児、月40,000円で簡易保育園に入園している第2子の加算補助金額は? 保育料:月40,000円ー通常の補助金:21,000円=19,000円:加算補助金額
 - 例2) 4歳児、月40,000 円で簡易保育園に入園している第2子の加算補助金額は? 保育料:月40,000 円ー子育てのための施設等利用給付金:37,000 円=3,000 円:加算補助金額

申請について

〇申請書類等は、市川市役所こども施設入園課、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口、および市内各簡易保育園にあります。市公式Webサイト(http://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/1521000001.html)からもダウンロードできます。

世帯構成状況は、ご家族全員をご記載ください。(お子さん一人につき一部) ※住民票の同別に限らず同居しているすべての方を記載してください。 ※単身赴任等で別居しているが、生計を一にしている方も記載してください。		
保育園が記載する書類です。(お子さん一人につき一部)		
提出書類は、「補助の要件について」をご参照ください。 単身赴任(海外含む)等の場合も必要です。 ≪対象者≫◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫		
申請時の状況	提出書類	
ひとり親世帯、両親不存在	●世帯状況申立書(市指定)●戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)	
ひとり親世帯(予定)	●世帯状況申立書(市指定)●離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等)(コピー可)	
保護者やお子さん、 居家族で外国籍の方	●特別永住者証明書 または 在留カードのコピー (表裏) 資格外活動許可証のコピー	
 ≪対象者≫◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫 ●同居している祖父母(父母の収入が一定額以下の場合) 【A】令和7年4月~令和7年8月利用分を申請の場合 令和6年1月1日時点で他市区町村に住んでいた方 →令和6年度分の課税証明書等をご提出ください。 【B】令和7年9月~令和8年3月利用分を申請の場合 令和7年1月1日時点で他市区町村に住んでいた方 令和7年1月1日時点で他市区町村に住んでいた方 令和7年1月1日時点で他市区町村に住んでいた方 →令和7年度分の課税証明書等をご提出ください。 ※【A】【B】どちらにも該当する場合、令和6年度分及び令和7年度分の課 		
	※住民票の同別に限らず同居し ※単身赴任等で別居しているか 保育園が記載する書類です。(る 提出書類は、「補助の要件につ 単身赴任(海外含む)等の場合。 ≪対象者≫◆父 ◆母 ◆同居 申請時の状況 ひとり親世帯、両親不存在 ひとり親世帯、下定) 保護者やお子さん、 居家族で外国籍の方 ≪対象者≫◆父 ◆母 ◆同居 ◆同居している祖父 (A】令和7年4月~令和7年 令和6年1月1日時点で付 →令和6年度分の課税証 【B】令和7年9月~令和8年 令和7年1月1日時点で付 →令和7年1月1日時点で付 →令和7年度分の課税証	

≪記載上の注意事項≫

- 〇保育園が市と請求手続きを行う関係で、申請書に委任者欄がございますので、必ずご記載ください。
- ○申請書裏面の振込先口座は、記載漏れ等がないようにご注意ください。

≪提出について≫

上記、必要書類を揃えて

市内の簡易保育園に入園されている方は、原則、保育園にご提出ください。

市外の簡易保育園に入園されている方は、直接、市役所こども施設入園課、又は、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口にご提出ください。

(郵送される場合は、〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 こども施設入園課 事業管理グループ宛までお送りください。)





請求手続きについて

- ⇒請求にあたって保護者様の手続きは不要です。
- ○補助金の請求に必要な「実績報告書兼交付請求書」の記載を各保育園に依頼します。
 - 保育園よりお子様の保育料を納めている事、通園されている事の実績報告を受け請求手続きが完了となります。
- ※「実績報告書兼交付請求書」の記載は3ヵ月に一回(四半期毎)、各保育園に依頼します。

申請書提出日及び振込月等について

四半期	対 象 月	申請書提出期限	支払予定日
第 1 期	4月、5月、6月	令和7年6月30日	令和7年9月下旬
第 2 期	7月、8月、9月	令和7年9月30日	令和7年12月下旬
第 3 期	10月、11月、12月	令和7年12月26日	令和8年3月下旬
第 4 期	1月、2月、3月	令和8年3月31日	令和8年5月下旬

- ※申請書類は、通園を開始した時点で、できるだけ早めにご提出ください。
- ○振込予定日のお知らせは、交付決定後、各保育園に掲示いたします。
- ※申請手続きは、年度ごとに必要です。

<u>年度終了後(令和8年3月31日(火)より後)に前年度分の申請をなされても、補助金の交付はできませんのでご注意ください。</u>

申請後に状況等が変わった場合について

申請後に申請内容が変わった場合は、必要に応じて下記の書類の提出が必要となります。

項目	提出書	類
住所等が変わったとき	変更等承認申請書	
勤務先が変わったとき	変更等承認申請書(前職退職日を記載)	就労証明書(新しい勤務先)
雇用期間の更新をしたとき	変更等承認申請書	就労証明書
退園したとき	変更等承認申請書(退園日を記載)	
振込先口座を変更したいとき	振込指定口座変更届	
別の簡易保育園に転園したとき	簡易保育園保育料補助金交付申請書 及び	新しい保育園の通園証明書
要件の変更が生じたとき	変更等承認申請書 及び 変更後の要件書類	頁

- ★★ 次のような場合は、補助金の交付ができなくなります ★★
- ①市川市外に転出したとき。
- ②簡易保育園を退園したとき。
- ③仕事を辞めたなど、お子さんを保育できないと認められる状況ではなくなったとき。
- ※補助金交付後に保育を必要とする要件がないことが判明するなど、交付対象外となった場合は、交付した補助金 は返還していただくことになりますので、ご留意ください。

Q&A

- Q 育児休業から復職するために子どもを簡易保育園に預けることとしましたが、いつから補助金の対象となりますか?
 - A 入園された月の翌月10日までに復職された場合、入園された月から交付対象となります。 そのため、復職日を確認する必要がありますので、復職日以降に証明された就労証明書を ご提出ください。
 - (例) 4月入園、5月10日に復職 → 4月から交付対象 4月入園、5月11日に復職 → 5月から交付対象
- Q 子どもが簡易保育園に通っており、補助を受けていますが、この度第2子を出産することになり、母は産前・産後休業、育児休業を取ることになりました。育児休業中も第1子はそのまま簡易保育園に通わせようと思いますが、その間も補助金は出ますか?
 - A 下の子の出産による産前・産後休業、育児休業の期間中も、上の子は補助金交付対象となります。

また、パートでお勤めの方などで、第2子出産にあたり一度仕事を辞めた場合には、出産予定日をはさんで前後2ヵ月ずつ合計5ヵ月間は出産要件で補助金の対象となりますが、それ以外の期間は、仕事をしているなど保育を必要とする要件を満たしてなければ対象となりません。

産前・産後合計5ヶ月間については母子手帳のコピーの提出が、育児休業取得期間については、育児休業取得期間が記載された就労証明書の提出がそれぞれ必要となります。

- Q 子どもが簡易保育園に通っており、補助を受けていますが、離職をしました。その後、再就職をするための求職期間中は、補助金が出ますか?
 - A 求職期間中、求職開始日から60日が経過した日が含まれる月の末日までは補助金の対象となります。変更等承認申請書に前職退職日を記載の上、求職活動申告書と併せてご提出ください。

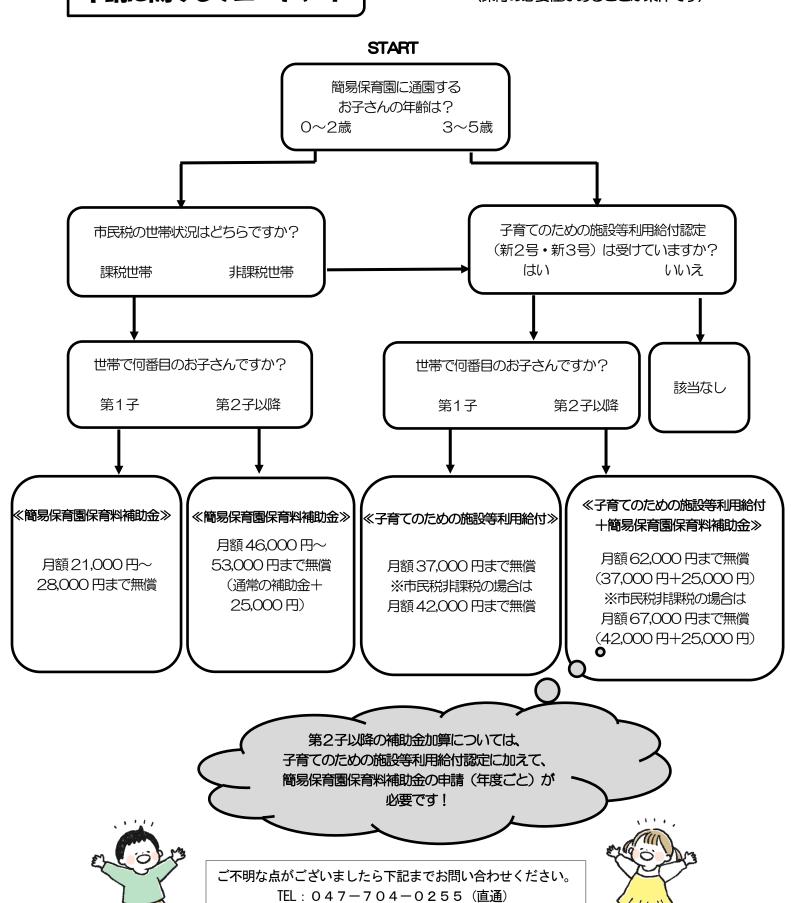
その後、実際に就労を開始したら就労証明書が必要になりますので、変更等承認申請書に就労を開始した旨を記載の上、就労証明書と併せてご提出ください。

- Q 第2子以降の補助金加算は、第1子の年齢制限はありますか?
 - A 第1子の年齢は問いません。
 - (例) 第1子が19歳で、第2子が5歳の場合 → 第2子加算の対象になります。
- Q 第2子以降の補助金加算は、世帯の所得制限はありますか?
 - A 世帯の所得制限はありません。



申請に関するフローチャート

〈保育の必要性があることが条件です〉



こども部 こども施設入園課 事業管理グループ